

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月2日
【会社名】	株式会社アルデプロ
【英訳名】	ARDEPRO Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋康夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿三丁目1番24号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長高橋康夫及び、取締役経営管理本部長久保玲士は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日公表）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年7月31日を基準日として行なわれており、その評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。また、ウォークスルーによる評価（取引の流れを実際の証憑を基に検証した評価）の結果、不備が発見された。そのため、過年度の営業取引において会計処理の修正を要する可能性のある事象が存在したため、事実関係の経緯等の調査を行った。

財務報告に係る内部統制の評価範囲については、当社並びに持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を内部統制の評価範囲として決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、持分法適用会社たる株式会社アルデプロ住宅販売については、当事業年度の末日である平成21年7月31日現在において設立より一年を経過しておらず、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めていない。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を金額の高い拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高の概ね81.8%に達する1事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、借入金、前渡金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

過去の決算における一部の営業取引について会計処理の修正を要する事象が判明した。当該事象は、全社的な内部統制のうち、業務及び財務報告プロセスの整備状況に不備があったことに起因するものである。

- ・ 事業計画の立案や検証に甘さがあり、見積もりやその進捗、並びに棚卸商品の評価等について、事業部門へのヒアリングや中立的な立場としての内部監査や監査役（会）の認識が十分に反映されず、時間的な

制約も手伝い経理担当部門の判断で財務諸表の作成が行われていた

- ・ 業容拡大のスピードに経理担当部門の人員配置が追いついていなかった事情もあり、監査法人との検証についても、時間的に十分な余裕をもって行われていたとはいえない
- ・ 原契約における成果物と会計上の収益の認識等、会計的認識が不動産取引の売買取引の認識に引き摺られ、会計的により保守的に認識すべきである、との視点が不足していた
- ・ 当社の内部統制システム構築の基本方針（H18.5.15）は、当社の業容の拡大期に定められたものであるため、現状の当社の組織体制との乖離もあり、一部形骸化している委員会や機能が存在しており、その是正作業が遅延していた

4 【付記事項】

当社において内部調査を実施し、評価結果に記載された事実関係の詳細および経緯等の調査を事業年度末日後においても引き続き実施した。そして、第三者諮問機関たる調査委員会にその結果を報告し、事実関係の確認 過年度修正についての結論の当否の調査 当該事象の発生の経緯 問題点の究明 コーポレート・ガバナンスの強化及び再発防止に向けた諸施策の策定に係る助言・指導を受け、これに基づき評価結果に記載された重要な欠陥の是正に向けて下記列挙事項に着手しており、適切な内部統制の整備に尽力していく。

記

- 1 仕入投資委員会（仮称）を設置し、通常の稟議手続きによる決裁とは別に、仕入（開発事業も含む、以下同じ）物件の厳密な査定・評価並びに事業計画の遂行をチェックする。
- 2 財務諸表の作成プロセスの明確化を図るために、会計監査人と監査役会並びに内部監査室との間によるレビューを行い、取締役会に報告し代表取締役を確認をすることとする。
- 3 内部統制システム構築の基本方針（H18.5.15）を再作成してコンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの再構築を図る。
- 4 会計的な認識を全社的に周知徹底・熟知を図る。

5 【特記事項】

該当事項はありません。